議案第7号

取手市児童福祉審議会設置条例の一部を改正する条例について

取手市児童福祉審議会設置条例(昭和34年条例第5号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

近年,保護や支援が必要な児童や妊娠中から支援が必要な妊婦(要保護児童等)への対応が複雑化しており,これまで以上に関係機関での緊密な連携が必要不可欠な状況となっていることを踏まえ,児童福祉審議会と要保護児童対策地域協議会の所掌分担を整理し,これまで児童福祉審議会で一部所掌してきた要保護児童等の保護や支援に関する部分について,要保護児童対策地域協議会で一括して所掌することとするため,本条例の一部を改正するものです。

取手市児童福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

取手市児童福祉審議会設置条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後改正する。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項,子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第77条第1項及び</u>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき,児童,妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため,取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第3条 審議会は、次に掲げる事項に関し調査審議する。
 - (1)から(3)まで (略)

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項並びに第25条の2第1項及び第2項,子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項並びに次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき,児童,妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため,取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第3条 審議会は、次に掲げる事項に関し調査審議する。
 - (1)から(3)まで (略)
 - (4) 要保護児童の適切な保護又は要支援 児童若しくは特定妊婦への適切な支援 に関すること。

付 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。